

第1 要請内容

- 1 罹災証明書発行の前提となる住家の被害認定について、第2次調査または再調査を実施される場合、行った各調査結果のうち、被害の程度が最も重い調査結果に基づき、住家の被害の程度を認定されるよう、運用されたい。
- 2 被災者から求めがあったときは、保有個人情報開示請求等の手続を要することなく、簡易な情報提供として、罹災証明書記載の被害の程度の根拠資料である住家被害認定調査票の写しを、速やかに交付されたい。

第2 要請理由

1 罹災証明書（住家被害認定）の重要性

罹災証明書に記載された被害の程度（以下「住家被害認定」といいます。）は、単に被害の程度を証明するにとどまらず、被災者生活再建支援金の受給の可否及びその額、公費解体の可否及びその額、仮設住宅の供与の有無、災害救助法所定の応急修理制度利用の可否及びその額、災害公営住宅入居の可否、義援金の受給の可否及びその額など、多岐にわたる被災者支援制度の適用の基準となるものであり、被災者にとって最大の関心事の一つです。

それゆえ、住家被害認定は、被害の実態に即した適正なものでなければならず、また、その過程は被災者にとって透明性のあるものでなければなりません。

2 要請内容1（被害程度が最も重い結果による認定）について

(1) 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和8年6月）

（以下「本件運用指針」といいます。）によれば、地震による被害の場合、第1次調査は外観目視調査により行われ、第2次調査は被災者からの申請に基づき、外観目視調査及び内部立入調査により行われます。また、調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、その依頼内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行うこととされています。

このように、第2次調査または再調査を申請することは、被災者が被害の実態に即した適正な認定を受けるために保障されるべき重要な手続的機会です。

(2) この点、本件運用指針には、被災者から第2次調査または再調査の依頼があった場合の対応として、「住家の被害の程度が第2次調査または再調査前

に行われた調査に基づく判定結果と異なった場合、基本的には第2次調査または再調査に基づく判定結果で当該住家の被害の程度を判定する。」との記述がありますが、「基本的には」との文言が入っていることからすれば、従前の判定結果を含め、被害の程度が最も重い判定結果を採用する運用まで排除する趣旨とは解されません。実際、令和8年熊本地震の被災自治体の中には、被害の程度が最も重い判定結果を採用することを表明しているところもあると聞き及んでいます。

そもそも、被災者が第2次調査または再調査を求めるのは被害の程度が本当はより重いのではないかとの疑念が残るためであって、従前の調査結果よりも被害の程度が小さく判定されることを求めているものではありません。

被災者に対し、第2次調査または再調査の結果を被害認定とする取扱いがなされ、不利益に見直される可能性があるとするれば、第2次調査または再調査制度の利用を萎縮させる結果となりかねません。

このような権利行使の機会の喪失は、被害の実態の把握を阻害し、適正な被害回復がなされないこととなり、被害の迅速な回復を図ることを基本理念の一とする災害対策基本法（第2条の2第1号）の趣旨にも反します。

- (3) 当会は、平成28年熊本地震の際にも県内市町村に対して同様の要請を行い、多くの市町村においてご理解をいただき、被害程度が最も重い結果で被害を認定する運用がなされました。

令和8年熊本地震においても、被災者に生じた被害について、各調査のうち被害程度が最も重い結果を被害認定とするよう、被災者の被害回復を積極的に支援する方向での運用をしていただきたく、要請いたします。

3 要請内容2（住家被害認定調査票の写しの交付）について

- (1) 住家被害認定は、住家被害認定調査票に記載された各調査項目の点数を合算した合計点数によって、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の区分でなされます。つまり、住家被害認定調査票には、住家被害認定における結果の理由・根拠に相当する内容が記載されています。

例えば「準半壊」と認定された場合であっても、合計点数が19点の場合もあれば10点の場合もあり、第2次調査または再調査により区分が変わる見込みは大きく異なります。そのため、被災者が第2次調査または再調査を依頼すべきか否かを検討するに際しては、この合計点数や各項目の評価内容を把握することが重要です。

また、住家被害認定調査票の写しの交付を受けていれば、これを基に建築士等の専門家に相談し、住家被害認定調査票に記載漏れとなっている被害の有無や記載されている損傷の程度や割合の妥当性を確認してもらうことで、第2次調査または再調査を依頼すべきか否かについて適切な判断をすることができるようになります。

- (2) 内閣府（防災担当）が公表している「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（令和7年5月）124頁においては、罹災証明書の交付時等に申請者に対して即座に該当の住家被害認定調査票を取り出して判定根拠を説明できるように保管することを求めており、本件運用指針参考資料9頁においても、被災者から求められた場合等に住家の被害の程度の判定結果及びその理由について情報提供できるよう、適切に記録・整理しておくこととされています。

このように、住家被害認定調査票は、被災者への説明・情報提供を前提として保管・記録・整理されているものです。

- (3) かかる住家被害認定調査票の重要性に鑑みれば、その写しを交付することは、住家被害認定の透明性の向上を図るとともに、被災者の第2次調査または再調査等の要否の適切な判断に資するものです。

また、その写しの交付を受けた被災者が、建築士・弁護士などの専門家の助言を得ることにより、無用な第2次調査または再調査の申請が減ることにつながり、調査員の負担も軽減されます。

- (4) 他方、多数の被災者について短期間に罹災証明書が発行される災害時にあって、個々の被災者に保有個人情報開示請求等の手続を求めることは、被災者及び自治体双方に過大な事務負担を生じさせることになります。
- (5) したがって、被災者から求めがあったときは、保有個人情報開示請求等の手続を要することなく、簡易な情報提供として、住家被害認定調査票の写しを速やかに交付していただきたく、要請いたします。

以 上